

ACC各種ランキングカウント規程

(目的)

第1条 この規程は、ACC規約（以下「規約」という。）第10条に規定する会員の義務を果たすため、BTに投稿されるQSOランキング及びアワードランキングについての詳細を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における主な用語の意義は、規約に定めるところによる。

(QSOランキング)

第3条 BTに投稿されるQSOランキングにおける報告要領は、以下による。

(1) QSOランキングの報告は、毎月15日までに前月分をHP掲載の様式に記載し、郵送又は電子メールにより行うものとする。

(2) QSOランキングでの局数のカウントは、以下の例による。

ア) 同一局との交信は、1ヶ月に1回限りとする。ただし、バンド、モード又は交信相手の運用地が異なれば、重複してカウントすることができる。

イ) 自局が移動運用を行った場合は、当該運用地にかかる交信をアに加算してカウントすることができる。

ウ) ACCの開設するクラブ局を運用した場合には、当該運用分をア及びイに加算してカウントすることができる。

(表彰)

第4条 QSOランキングは、1～3月、4～6月、7～9月及び10～12月（以下「各四半期」という。）毎に及び年間で集計を行い、その結果第1位となった局を表彰する。

(アワードランキング)

第5条 BTに投稿されるアワードランキングにおける報告要領は、以下による。

(1) アワードランキングの報告は、各四半期毎の取得内容を四半期の翌月15日までに適当な様式に記載し、郵送又は電子メールにより行うものとする。

(2) 対象となる「アワード」とは、以下のものをいう。

ア) アマチュア無線局との交信又はアマチュア無線局の受信により獲得できる賞状のうち、自ら申請を行うことにより取得できるものをいう。

イ) 各種コンテストにおける入賞、飛び賞又は参加賞等の賞状等は、対象に含まない。ただし、コンテストの規約に明記され、コンテスト中での交信又は受信に伴い自動的に発行される賞状（以下「コンテストアワード」という。）は対象とする。

(3) アワードランキングでの取得数のカウントは、以下の例による。

ア) 原則として、アワード1枚につき、1ポイントとする。

イ) 同一のアワードであってもクラスが異なる場合又は特記事項毎に個々にアワードが発行されている場合は、それぞれ別のアワードとしてカウントする。

ウ) 上位のクラスを取得した際にステッカーが発行されるものについては、ステッカー 1 枚毎にカウントする。

(表彰)

第 6 条 アワードランキングは、四半期毎及び年間で集計を行い、その結果第 1 位となった局を表彰する。

附則

この規程は、2025 年 1 月 1 日から適用する。